

納税ニュース

平成 22 年 7 月 15 日 第 34 号

編集・発行：鹿嶋市納税対策室

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1

TEL 82-2911 FAX 84-1212

■国民健康保険税本算定納税通知書を送付します■

7月16日（金）に平成22年度国民健康保険税の納税通知書を送付します。
今回送付する納税通知書は、本算定賦課（今年度の税額）です。



【お問合せ】国保年金課

■納付方法■

- 普通徴収・・・納付書で納付する方。市役所、銀行及びコンビニで納付できます。
- 口座振替・・・口座振替の申し込みをされている方。
- 特別徴収・・・一定の条件を満たす方は年金から天引きして国保税を納付します。

【注意】口座振替と特別徴収の方には、納付書を送付せず、課税内容が記載された納税通知書のみの送付です。

■国民健康保険税額の算定方法■ 平成22年度用

ご自分の国民健康保険税額の目安として計算してみてください。

区 分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳)
①平等割（一世帯の金額）	22,000円	6,000円	5,000円
②均等割（加入者1人の金額）	17,300円	4,700円	7,000円
③資産割（固定資産税額×税率）	33.72%	9.28%	6.50%
④所得割 （前年の総所得金額-33万円）×税率	6.27%	1.73%	1.30%
賦課限度額 （この額以上は課税されません）	500,000円 （昨年度までは470,000円）	130,000円 （昨年度までは120,000円）	100,000円

■計算してみましょう■

自営業のAさんは、45歳で39歳の専業主婦の妻と中学生の子ども1人の3人世帯、前年の総所得（収入金額から必要経費を差し引いた額）が350万円、平成22年度の固定資産税が5万円です。既に平成22年度の1・2期を合わせて10万円納付しています。Aさんの平成22年度の国民健康保険税はいくらになるでしょう？

区 分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳)
①平等割	22,000円	6,000円	5,000円×1人= 5,000円
②均等割	17,300円×3人= 51,900円	4,700円×3人= 14,100円	7,000円×1人= 7,000円
③資産割	5万円×33.72%= 16,860円	5万円×9.28%= 4,640円	5万円×6.50%= 3,250円
④所得割	(350万円-33万円)×6.27%= 198,759円	(350万円-33万円)×1.73%= 54,841円	(350万円-33万円)×1.30%= 41,210円
小計	①+②+③+④= 289,500円 (100円未満切捨て)	①+②+③+④= 79,500円 (100円未満切捨て)	①+②+③+④= 56,400円 (100円未満切捨て)
合計	425,400円 (医療分+後期高齢者支援金分+介護分)		

Aさんの平成22年度の国民健康保険税は、425,400円です。

425,400円-100,000円（暫定賦課1・2期分）=325,400円を8期に分けて納付します。

国保税の改正

地方税法が改正されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げなどがありました。

①賦課限度額の引き上げ。

区 分	平成21年度まで	平成22年度から
医 療 分	47万円	50万円
後期高齢者支援金分	12万円	13万円

②低所得世帯に対する均等割・平等割の軽減割合が6・4割の2段階から7・5・2割の3段階になりました。

③勤務していた会社の倒産や解雇等で失業された人は国保税が軽減される制度が創設されました。

【注意】③の軽減を受けるためには、国保年金課への申請が必要です。

※詳細は国保年金課へお問合せください。

公売のお知らせ

納税対策室では、以下の予定で公売を実施します。

■公売の物品■ 絵画3点、男性用ビジネスバッグ2点、男性用セカンドバッグ1点

■公売方法■ せり売り

■公売の場所■ ヤフー株式会社のインターネット公売システム上

■日 程■ 参加申込期間 平成22年8月3日(火)～18日(水)
入札期間 平成22年8月24日(火)～26日(木)

■売却決定■ 日 時 平成22年8月27日(金) 午前10時
場 所 鹿嶋市役所

●下見会● 8月12日(木)
8月13日(金)の2日間
鹿嶋市役所会議室303で行います。

※ 詳細は鹿嶋市ホームページでお知らせします。

【お問合せ】納税対策室：82-2911（内線272・273）



納期限のご案内

8月 2日(月)

- 固定資産税第2期
- 国民健康保険税第3期
- 後期高齢者医療保険料第1期

8月31日(火)

- 市県民税(住民税)第2期
- 国民健康保険税第4期
- 後期高齢者医療保険料第2期
- 介護保険料第3期

※納期限を過ぎると、**年利14.6%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から20日を過ぎると督促状が送付され、80円が加算されます。

10月は国勢調査があります。ご協力をお願いします。



次号の発行は、平成22年9月15日(水)です。